

前 文

<p>私たちのまち大牟田市は、三池山と有明の海に抱かれた穏やかな自然環境のもと、(ユネスコ世界文化遺産に登録された)我が国の急速な近代化と経済発展を支えてきた燃ゆる石のふる里として、石炭関連産業の振興とともに発展してきました。</p>	<p>風土・歴史などまちの特色</p>
<p>私たちは、先人たちが努力と苦勞によって築きあげてきた歴史と文化、伝統や地域資源を継承し、みずからの責任において、互いに力を合わせ、未来にはばたく大牟田のまちを築くため、わがまちの潜在能力を活かしたまちづくりを進めています。</p>	<p>まちづくりの経過</p>
<p>今日、社会経済情勢の変化とともに、少子高齢化や人口減少、価値観の多様化による地域コミュニティの衰退等、まちづくりを進めていくうえで様々な課題が生じています。</p> <p>こうした時代の変化に的確に対応していくために、<u>市民等</u>と市がそれぞれの役割を分担するとともに、自らの意志に基づき主体的に行動しながら共に力を合わせ、協働のまちづくりの取り組みを進めていくことが求められています。</p>	<p>協働の必要性・まちの特色</p>
<p>この協働のまちづくりを通じた人づくりと地域の絆を深めながら、安心して心豊かに暮らし続けられる住み良いまちの実現を図り、次世代を担う子どもたちが、わがまち大牟田に希望と愛着を持ち、全ての市民がふる里として誇れるまちをつくりあげていかなければなりません。</p>	<p>まちづくりの将来像</p>
<p>そこで私たちは、市民憲章に掲げた市民の心構えを尊重するとともに、まちづくりの主役は市民であることを実感できる協働のまちづくりを推進し、わがまち大牟田の将来にわたる地域社会の発展を目指し、ここに大牟田市まちづくり基本条例を制定します。</p>	<p>市民の決意・思い</p>

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本理念を明らかにするとともに、市民参加及び協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、活気ある豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。

【条文の趣旨】

第1条は、この条例の目的を定めたものです。目的規定は、条例制定の目的を簡潔に表現したものであり、条例全体の解釈、運用の方針となるものです。

【解説】

この条例の目的は、「まちづくりの主役は市民である」という考えのもと、「協働のまちづくりの理念」や「まちづくりの主体である市民等と市の役割」、さらには、「協働のまちづくり推進のルール」や「地域コミュニティの活性化」、「市民活動の促進」等を定め、これらの着実な取り組みを進めることによって、市民が将来にわたって安心して心豊かに暮らし続けられる、活力と活気に満ちた地域社会を実現することとしています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者及び市内を活動の拠点とする者をいう。

(2) 市民等 市民及び市内において営利を目的としない活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

~~(2) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。~~

(3) 協働のまちづくり 市民等及び市がそれぞれに自己の責任と役割を認識し、相互に補完及び協力し合うこと（以下「協働」という。）によって、住み良い地域社会を創造するための自助、共助及び公助の取組による、市民、地域コミュニティ組織、市民活動団体等及び市との協働の取組住み良い地域社会を創造することをいう。

~~(3) 協働 協働のまちづくりの主体である市民と市がそれぞれに自己の責任と役割を認識し、相互に補完し、協力し合うことをいう。~~

(4) 地域コミュニティ 地域住民が共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを図り、地域の事柄に取り組む地域社会をいう。

(5) 地域活動 地縁を基礎として組織された団体である地域コミュニティ組織が、地域の公共の課題の解決と地域の活性化を目的として主体的に取り組む活動をいう。

(6) 市民活動 市民等が自主的、自発的にまちづくりのために行うボランティア活動をはじめとする自由で公益性のある社会貢献活動をいう。ただし、宗教、政治及び選挙に関する活動を除く。

【条文の趣旨】

第2条は、この条例で使用している用語の意義を定めています。この条例の解釈にあたり、重要となる用語として「市民」、「市民等」、「協働のまちづくり」、「地域コミュニティ」、「地域活動」、「市民活動」の6つの用語を掲げ、その定義を定めています。

【解説】

■第1号（市民）

市内に居住する人のほか、市内に通勤や通学する人も含めて「市民」としていません。市内に居住する人に限らず、市内に通勤や通学する人を市民に加えることによって、本市に関わりのある幅広い人々が協働のまちづくりの担い手となることにより、様々な地域課題の解決を可能とすることが期待されます。

■第2号（市民等）

協働のまちづくりの主体となる市民に加え、市民活動団体や地域コミュニティ組織等の非営利の活動を行なう個人、法人その他団体を市民等としています。

■第3号（協働のまちづくり）

協働のまちづくりの主体である市民と市が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、それぞれの特性を生かし、お互いの不足する部分を補い合いながら、共に行動し活動することによって、「自助、共助、公助」を實踐し、活気ある豊かな住み良い地域社会を創造することを「協働のまちづくり」としています。

■第4号（地域コミュニティ）

地域コミュニティとは、地域住民が人と人との信頼関係に根ざした共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを行いながら、地域の事柄に取り組んでいる地域社会をいいます。

■第5号（地域活動）

地域活動とは、地縁を基礎として組織された団体である校区まちづくり協議会や町内公民館等の地域コミュニティ組織が、様々な地域の身近な課題の解決と地域の活性化を図るために行なう公益性のある活動をいいます。

■第6号（市民活動）

市民活動とは、市民等が自ら課題を見つけ、自主的、自発的に行なうボランティア活動をはじめとする、営利を目的としない公益性のある社会貢献活動をいいます。なお、特定非営利活動促進法における特定非営利活動法人の要件の規定と同じ考え方から、市民活動から宗教活動や政治活動、選挙活動は除くこととしています。

（基本原則）

第3条 市民等及び市は、対等な関係で役割を分担しながら連携、協力を行ない、協働のまちづくりを進める。

2 市民等及び市は、相互理解に努め、信頼関係を深めるとともに、連携、協力関係を築き上げる。

3 市民等及び市は、まちづくりに関する情報を相互に提供しあい、情報の共有を行う。

4 市民等及び市は、まちづくりに関する情報を共有し、協働のまちづくりへの市民参加を推進する。

【条文の趣旨】

第3条は、この条例の基本原則を定めたものです。基本原則の規定には、協働のまちづくりの具体的な進め方を掲げています。

【解説】

■第1項

「協働」とは「市民等と市がそれぞれに自己の責任と役割を認識しながら、相互に補完し、協力しあうこと」であり、その前提として、市民等と市とは、協働のまちづくりにおいて対等な関係である必要があります。このため、基本原則の第一として「対等の原則」を定めています。

■第2項

市民等と市という異なる主体が協働のまちづくりという共通目標に向けて連携、協力して取り組みを進めていくためには、お互いの特性や立場を理解し信頼関係を築くことが重要であることから、基本原則の第二として「相互理解の原則」を定めています。

■第3項

市民等と市が連携、協力し協働のまちづくりを推進するためには、まちづくりに関する情報を市民等と市が共有することが前提となることから、基本原則の第三として「情報共有の原則」を定めています。

■第4項

市民等と市はまちづくりに関する情報を共有しながら、市民等が主体的に協働のまちづくりに参加することを推進していくことが求められることから、基本原則の第四として「市民参加の原則」を定めています。